

道路占用料の改定について

1 概要

道路占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年に占用料の改定を行っている。この度、令和3年の評価替えを踏まえ、令和4年4月に占用料の改定を行うものである。

2 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和28年6月文京区条例第13号）新旧対照表

____は改正部分を示す。

別表(第二条関係)道路占用料金表

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			新	旧
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱 [3条以下の電線]	1本につき 1年	11,400円	9,570円
	第二種電柱 [4・5条の電線]		17,500円	14,600円
	第三種電柱 [6条以上の電線]		23,700円	19,800円
	第一種電話柱 [3条以下の電線]		7,720円	6,440円
	第二種電話柱 [4・5条の電線]		12,400円	10,400円
	第三種電話柱 [6条以上の電線]		17,000円	14,200円
	その他の柱類 [支線柱]		1,020円	850円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	100円	85円
	地下に設ける電線その他の線類		61円	51円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	10,000円	8,370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき 1年	6,140円	5,120円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	20,400円	17,000円
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	74,200円	61,900円
	その他のもの	占用面積1㎡につき 1年	19,400円	16,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 [地下管路]	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	220円	190円
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		420円	350円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		610円	510円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		910円	760円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		1,220円	1,020円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		1,830円	1,530円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		2,460円	2,050円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		4,290円	3,580円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		6,140円	5,120円
	外径が1m以上のもの		12,200円	10,200円
法32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1㎡につき 1年	14,800円	12,400円	

法32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき	1年	19,400円	16,200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				37,000円	30,900円
	地下に設ける通路				22,200円	18,500円
その他のもの		21,900円	18,300円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの [祭礼等の露店]		占用面積1㎡につき	1日	730円	610円
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1㎡につき	1年	74,200円	61,900円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき	1年	74,200円	61,900円
	標識		1本につき	1年	16,300円	13,600円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき	1日	730円	610円
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき	1年	74,200円	61,900円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき	1年	743,400円	619,500円
その他のもの				371,600円	309,700円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき	1年	20,400円	17,000円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1㎡につき	1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び令第7条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき	1年	30,200円	25,200円
	危険防止施設				9,120円	7,600円
	詰所				70,300円	58,600円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1㎡につき	1年	19,400円	16,200円
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの					
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの					

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1㎡につき	1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額	

Aは近傍類似の土地の時価を表す。